

●香川県警察本部告示第4号

遺失物法実施規程及び香川県警察公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

香川県警察本部長 千野啓太郎

遺失物法実施規程及び香川県警察公印規程の一部を改正する規程
(遺失物法実施規程の一部改正)

第1条 遺失物法実施規程(平成19年香川県警察本部告示第15号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(遺失届一覧簿の記載)</p> <p>第10条 施行規則第5条第2項の規定による書面への記載は、<u>別記様式第3号の2の遺失届一覧簿により</u>、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が行うものとする。</p> <p>(遺失届の有無の確認)</p> <p>第15条 施行規則第6条第1項の規定による確認は、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が次に掲げる場合に行うものとする。 (1)～(3) 略</p> <p>2 警察署長は、<u>施行規則第6条第1項</u>の規定による確認の結果、提出を受けた物件又は保管物件(法第19条に規定する保管物件をいう。以下同じ。)に係る遺失届出書を受理していることが判明したときは、当該提出を受けた物件又は保管物件に係る保管物件届出書(施行規則第31条第1項に規定する保管物件届出書をいう。以下同じ。)に記載された内容と当該遺失届出書に記載された内容とを照合するものとする。</p> <p>3 警察署長は、<u>施行規則第6条第2項</u>の規定による照会の結果、提出を受けた物件又は保管物件に係る遺失届出書が他の警察署長(他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。)において受理されていることが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届出書の写しの送付を求めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(提出を受けた物件等の有無の確認)</p> <p>第16条 施行規則第7条第1項の規定による確認は、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が次に掲げる場合に行うものとする。 (1)・(2) 略</p>	<p>(遺失届一覧簿の記載)</p> <p>第10条 <u>遺失届一覧簿(施行規則第5条第2項に規定する遺失届一覧簿をいう。以下同じ。)</u>は、<u>警察署に備え</u>、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が記載するものとする。</p> <p>(遺失届の有無の調査)</p> <p>第15条 施行規則第6条前段の規定による確認は、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が次に掲げる場合に行うものとする。 (1)～(3) 略</p> <p>2 警察署長は、<u>施行規則第6条前段</u>の規定による確認の結果、提出を受けた物件又は保管物件(法第19条に規定する保管物件をいう。以下同じ。)に係る遺失届出書を受理していることが判明したときは、当該提出を受けた物件又は保管物件に係る保管物件届出書(施行規則第31条第1項に規定する保管物件届出書をいう。以下同じ。)に記載された内容と当該遺失届出書に記載された内容とを照合するものとする。</p> <p>3 警察署長は、<u>施行規則第6条後段</u>の規定による照会の結果、提出を受けた物件又は保管物件に係る遺失届出書が他の警察署長(他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。)において受理されていることが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届出書の写しの送付を求めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(提出を受けた物件等の有無の調査)</p> <p>第16条 施行規則第7条前段の規定による確認は、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が次に掲げる場合に行うものとする。 (1)・(2) 略</p>

- 2 警察署長は、施行規則第7条第1項の規定による確認の結果、遺失届出書に係る物件が提出を受けた物件又は保管物件であることが判明したときは、当該遺失届出書に記載された内容と当該提出を受けた物件又は保管物件に係る保管物件届出書に記載された内容とを照合するものとする。
- 3 警察署長は、施行規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届出書に係る物件が他の警察署長において提出を受けた物件又は届出を受けた保管物件であることが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届出書の写しの送付を行うものとする。
- 4 略

別記様式第3号（第8条関係）

略

別記様式第3号の2（第10条関係）

遺失届一覧簿

受理番号	受理日	物件の種類及び特徴	遺失日時	遺失場所	備考
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		

備考

- 備考欄には、その物件を遺失者に返還した場合等において、その旨及びその年月日その他必要な事項を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第4号（第17条、第25条、第30条関係）

略

- 2 警察署長は、施行規則第7条前段の規定による確認の結果、遺失届出書に係る物件が提出を受けた物件又は保管物件であることが判明したときは、当該遺失届出書に記載された内容と当該提出を受けた物件又は保管物件に係る保管物件届出書に記載された内容とを照合するものとする。
- 3 警察署長は、施行規則第7条後段の規定による照会の結果、遺失届出書に係る物件が他の警察署長において提出を受けた物件又は届出を受けた保管物件であることが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届出書の写しの送付を行うものとする。
- 4 略

別記様式第3号（第8条関係）

略

別記様式第4号（第17条、第25条、第30条関係）

略

(香川県警察公印規程の一部改正)

第2条 香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～7 略				1～7 略			
8 文化財保護法（昭和25年法律第214号）	第100条第3項	発掘に係る文化財の所有者が判明しないときの文化庁長官等からの通知に係る公告	拾得物件公告（遺失物法施行規則別記様式第6号）	8 文化財保護法（昭和25年法律第214号）	第100条第3項	発掘に係る文化財の所有者が判明しないときの文化庁長官等からの通知に係る公告	拾得物件公告（遺失物法施行規則別記様式第7号）
	第101条 略				第101条 略		
9～18 略				9～18 略			
18の2 遺失物法（平成18年法律第73号）	第5条 略			18の2 遺失物法（平成18年法律第73号）	第5条 略		
	第7条第1項	提出を受けた物件の公告	拾得物件公告（遺失物法施行規則別記様式第6号）		第7条第1項	提出を受けた物件の公告	拾得物件公告（遺失物法施行規則別記様式第7号）
	第7条第5項	還付を受けた物件の公告	拾得物件公告（遺失物法施行規則別記様式第6号）		第7条第5項	還付を受けた物件の公告	拾得物件公告（遺失物法施行規則別記様式第7号）
	第13条第2項	略			第13条第2項	略	
		提出を受けた物件の公告（第7条第1項の準用）	拾得物件公告（遺失物法施行規則別記様式第6号）			提出を受けた物件の公告（第7条第1項の準用）	拾得物件公告（遺失物法施行規則別記様式第7号）
		還付を受けた物件の公告（第7条第5項の準用）	拾得物件公告（遺失物法施行規則別記様式第6号）			還付を受けた物件の公告（第7条第5項の準用）	拾得物件公告（遺失物法施行規則別記様式第7号）
	第18条	届出を受けた物件の公告（第7条第1項の準用）	保管物件公告（遺失物法施行規則別記様式第7号）		第18条	届出を受けた物件の公告（第7条第1項の準用）	保管物件公告（遺失物法施行規則別記様式第8号）
第27条第1項	保管費用等の請求	請求書（遺失物法施行規則別記様式	第27条第1項	保管費用等の請求	請求書（遺失物法施行規則別記様式		

		第12号)
	第37条第1項第1号 略	
	(1)・(2) 略	
19~27 略		

		第14号)
	第37条第1項第1号 略	
	(1)・(2) 略	
19~27 略		

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。